

質問 1 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
個人 監査人、会計専門家	大山 憲宏	<p>のれんの非償却については、一定の国際的な結論（非償却）が得られており、会計を通じたコミュニケーションを行うにあたって国際基準とのコンバージェンスを目指す立場としては、のれんの非償却に変更することが望ましいと考える。</p> <p>また、償却を続けるにしても現状の取り扱いでは不足であり主に開示面で拡充は必要と考えるが、これ以上国際基準との齟齬を増やすことも望ましくないと考える。</p>
団体等 監査人、会計専門家	ぐんま税理士 法人	<p>のれんは企業の持つブランド力、ノウハウや技術力、信用力といった数値化しにくいけれども、実際に存在する価値を表現したものである。これは時間とともに減価するとは言えず、ブランドのように価値が増大することもある。5年などで一律に定額償却するのは実態を無視した、過度の保守主義である。</p> <p>会計の国際化に伴い、他の会計基準については会計基準の収斂が見られるのにもかかわらず、のれんの非償却の導入だけを拒否しようとする大学教授等の態度は、島国根性というか、へそ曲がりというか、反論の為にする議論のようで非常に見苦しい。国際会計基準や米国区会計基準を用いて財務報告が必要な国際的企業においてはのれんの償却はできないので日本基準との乖離が発生する。企業の会計事務負担を軽減し、日本の企業の M&A や組織再編を会計面から不利にならないよう国際会計基準の全面採用し、のれんの非償却の導入を支持する。</p>
個人 監査人、会計専門家	川島 崇	<p>私は監査法人及び上場企業 CFO を経験し、東証及び NASDAQ 上場の実務責任者を務めた立場から、5つの観点についてコメントします。</p> <p>【1】 JGAAP の会計主権としての戦略的意義</p> <p>US GAAP・IFRS ともにのれんを非償却としている中、JGAAP のみが定額償却を維持しており、国際的に孤立しています。これは会計技術の問題ではなく、日本の「会計主権」の問題として捉えるべきです。</p> <p>世界の株式時価総額は米・中・日・印の4カ国で約7割を占め、各国とも自国基準を主軸に置いています。日本では IFRS 任意適用の拡大により、プライム市場時価総額の 51.7%が IFRS 適用企業となっており、JGAAP は国内中心の中小型企业向け基準へと縮退しつつあります。</p> <p>のれん非償却の導入は単なる会計処理の見直しではなく、JGAAP を実効性ある基準として維持し、我が国のルール形成能力を維持する観点からも検討されるべきと考えます。</p>

質問1に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
個人 監査人、会計専門家	川島 崇	<p>【2】経営者と投資家の情報ギャップ</p> <p>のれん定額償却は価値低下の有無にかかわらず費用計上を行うため、企業価値向上を目的とした M&A の経済実態と会計処理との間に乖離が生じる場合があります。保守主義は不確実性が高い場合の判断指針として機能するものであり、価値低下の兆候が認められない段階から費用化することは、過度な適用となる可能性があります。本質的な問題は、定額償却が「経営者の認識する企業価値」と「会計上の利益情報」の間に恒常的なギャップを生じさせることです。</p> <p>投資家の自己責任を問うのであれば、M&A の成否に対する投資家と経営者の評価基準は一致すべきです。定額償却では、買収後の成果とは無関係に一定額が費用化されるため、投資家との対話が償却額の説明に終始しがちです。のれん非償却は、M&A が実際に価値創造につながっているかという本質的な議論を促進し、建設的な対話に資する可能性があります。</p>
個人 監査人、会計専門家	川島 崇	<p>【3】投資家行動の実態と会計基準の乖離</p> <p>グロース市場の主要な投資家層は個人投資家であり、投資判断において財務諸表の詳細分析よりも、PER や純利益などの分かりやすい指標が重視される傾向があります。のれん償却前利益等の調整指標を開示しても、その内容が十分に投資判断へ反映されない場面も少なくありません。</p> <p>「貯蓄から投資へ」の政策的誘導が進む中、個人投資家が参照する主要な利益指標について、企業価値の実態をより適切に反映することは、市場の健全な価格形成に資すると考えられます。</p> <p>また、海外投資家にとっては、JGAAP 特有ののれん償却を考慮した分析が追加的に必要となります。特に中小型株では投資対象ごとの分析コストの制約もあり、こうした比較可能性の問題が投資対象選定に影響を与える可能性があります。会計基準の国際的親和性の向上は、海外投資家との対話促進や市場参加者の拡大に寄与し得ると考えます。</p>
個人 監査人、会計専門家	川島 崇	<p>【4】M&A 戦略と上場制度・会計基準の連動性</p> <p>米国では赤字上場が認められ、のれん償却も不要であることから、上場前後を通じて M&A を活用した成長戦略が実行しやすい環境にあります。新興企業だった GAFAM がわずか数十年の間に連続的な M&A で規模と競争力を高めてきた背景には、このような制度環境も存在すると考えられます。</p>

質問 1 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
		<p>日本では実質的な黒字上場志向に加え、のれん償却の影響から上場前から M&A を実行しにくい環境があります。上場後も業績予想開示の慣行下、M&A による短期的な利益圧縮を経営者が意識しやすく、大胆な戦略実行が抑制されています。このような環境は、「上場ゴール」と指摘される現象や上場後の成長鈍化を助長する要因の一つとなっている可能性があります。</p> <p>会計基準の改正は、IPO 制度改革や市場区分改革と同様に、日本企業の非連続成長や資本市場の競争力に影響を与える政策要素として検討されるべきと考えます。</p>
個人 監査人、会計専門家	川島 崇	<p>【5】JGAAP 採用企業への逆選択の発生</p> <p>IFRS の任意適用が認められている現在、JGAAP におけるのれんの取扱いは、単なる会計処理の選択ではなく、企業行動そのものに影響を与えています。実際には、M&A を積極活用する企業や海外投資家との対話を重視する企業、すなわち資本市場を積極的に活用する企業ほど IFRS へ移行し、JGAAP には相対的に国内投資家中心の比較的小規模な企業が残る傾向が生じています。</p> <p>この結果、JGAAP は本来想定していた幅広い企業の会計基盤ではなく、特定属性の企業に偏った基準へと変質しつつあります。会計基準は本来、中立的であり、経営戦略や資本政策の選択に影響を与えるべきではありません。のれんの取扱いが企業の会計基準選択や資本市場選択に影響を与えているのであれば、それは会計基準の中立性の観点から重要な検討課題であると考えます。</p>
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	<p>無形資産の減価パターンは、有形固定資産の物理的摩耗を前提とする減価とは本質的に異なる。近年、無形資産で稼ぐ企業が増加しており、有形固定資産で稼ぐことを前提に設計された定期償却は、企業の実態に必ずしも適合しない。有形固定資産は物理的摩耗や技術的陳腐化を踏まえ、定額又は定率で償却することが合理的である。一方、のれんを含む無形資産には物理的摩耗がなく、「顧客資産」「ブランド価値」など法定耐用年数がないものも多い。その減価パターンは多様であり、価値が長期に維持される場合も、急激に低下する場合もある。このため、固定した年数で定額償却する方法は実態と乖離する可能性が高く、非償却としたうえで毎期減損テストを行う方が適切である。</p>
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ	<p>のれん非償却に対して、「Too Little Too Late」として減損認識が遅れ、少額になるとの批判があるが、その原因は非償却にあるのではなく、減損会計の基準や運用、及びガバナンスの問題である。日本では、減損の兆候がなけ</p>

質問1に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
	リスト協会 企業会計研究会	れば減損テストが行われず、欧米に比べ減損認識が遅れる傾向がある。また、買収を実行した経営陣が失敗を認めたくないことにより、のれんの減損が先送りされる可能性もある。これは会計基準そのものではなく、社外取締役・監査役や監査法人による監督・監査の在り方の問題である。のれん非償却により無形資産の比率が高まっても、ROEやROAが安定的に高ければ問題はなく、比率が高く収益性が低い場合には、必要な減損が行われていない可能性を示唆する。したがって、非償却の是非ではなく、減損基準の見直しと監査・ガバナンスの強化が重要である。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究会	企業が経営管理目的で事業別の業績評価に用いるKPIは、「のれん償却前利益」であることが多い。すなわち、多くの企業では、管理会計上、のれん償却を考慮しない利益指標を用いて意思決定や業績評価を行っている。一方、財務会計では、のれん償却を反映した利益が開示されており、社内で実際に用いられている管理指標と外部報告との間に乖離が生じている。企業が実際に経営管理で重視している成果を、外部開示においても反映させることは、投資家にとっての理解可能性・有用性を高める観点から望ましい。このような観点から、のれんは償却せず、経営管理で用いられている指標と整合的な利益情報を提供すべきである。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究会	「自己創設のれんを計上することになるため、のれん非償却に反対」との意見があるが、買入のれんは計上し、自己創設のれんは計上しないのは、その測定・評価が困難で、バランスシートの信頼性を損なうおそれがあることを背景とした便宜的措置であると考えられる。一方、買入のれんは取得原価に基づく測定が可能で資産計上が認められているが、その後の評価は同様に困難な無形の資産である。そのため、非償却としたうえで毎期減損テストを行い、資産の信頼性を確保すべきである。なお、自己創設無形資産であっても、自社利用ソフトウェアのように測定可能なものは資産計上が認められている。インターネットサービス登録者数X人、有料SaaS契約Y人といった無形資産を基礎に収益を生む企業が増加する中、自己創設無形資産の範囲見直しは、非償却とは切り分けて別途検討すべき課題である。
個人 財務諸表利用者	服部 隆 (CMA、C I I A)	のれんを構成するものの中には、必ずしも時間経過とともに減耗しゼロになるとは限らず、残存し続ける部分もあるのではないかと考えられるため。(超老舗企業・旧財閥系・超有力企業・・・等の永続的ブランド価値等)
団体等 その他	株式会社知的 利益	「非現実的な下記3つの条件」が満たされるのであれば、思考実験として、のれんの非償却の導入を支持できる。条件1 M&Aに際して、将来の営業利益率のうち、何%をのれんにより稼ぐのか、これを残余利益率なり免除ロイヤリ

質問1に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
		<p>ティ料率として想定し、想定できない金額分はのれんとして計上せず、即時費用処理する。過大な期待による規律なき M&A を抑止する。</p> <p>条件2 減損の CF は、独自の CGU ではなく、財務報告で営業利益を開示するセグメントを単位とし、想定した残余利益率に満たない場合には、機械的に減損する。定期償却との差として、例えば、M&A から数年間は残余利益がでないという計画であれば、その猶予期間は残余利益率を 0 とできるようにしても良い。</p> <p>条件3 M&A から年数が経過するにつれ、M&A で獲得した実質と資産計上額がずれる。少なくとも、定期償却を選べるようにする。10 年後はのれん分をブランド資産に含めても良い。</p>
個人 監査人、会計専門家	日高 康輝	<p>毎期減損テストを実施し、のれんの価値を継続的に検証すること自体には賛成である。しかし、のれんの会計処理について、非償却を前提として議論が進められている点には違和感を感じる。むしろ、減損テストを通じて定期的に価値の毀損を把握し、適宜減損処理を行う枠組みとして制度設計することが望ましい。また、減損テストの実施にあたり専門家の関与を当然の前提とするのではなく、過度に専門的・複雑な手続きとならないよう配慮すべきである。会社自身が合理的に対応できる簡素かつ実務的なルールを整備することで、制度の実効性と継続的な運用可能性を確保すべきである。ただし、これらが実現できないのであれば、従前どおり、のれんを定期的に償却する会計処理を維持することが適切である。</p>

以上